

募集情報等提供事業の業務運営要領

令 和 5 年 4 月

厚生労働省職業安定局

目次

第1 概要	1
1 募集情報等提供事業の概要	1
(1) 募集情報等提供の意義	1
(2) 特定募集情報等提供の意義	1
(3) 「事業」として行うこと	1
2 職業紹介事業に係る適正な許可の取得	2
(1) 募集情報等提供と職業紹介の区分	2
(2) 募集情報等提供と職業紹介の区分の例	2
第2 特定募集情報等提供事業に関する手続	6
1 特定募集情報等提供事業の開始の届出等	6
(1) 事業開始の届出	6
(2) 変更の届出	7
(3) 事業廃止の届出	9
2 特定募集情報等提供事業者による事業概況報告書の提出	10
3 その他の手続等	11
(1) 事業組織の変更に関する手続等	11
(2) 個人事業主が死亡した場合の手続等	11
(3) 法人の合併等の手続	11
(4) 会社分割の場合の取扱い	12
(5) 特定募集情報等提供事業届出受理通知書の再交付手續	12
第3 募集情報等提供事業の運営	13
1 均等待遇に関する事項（法第3条）	13
(1) 差別的な取扱いの禁止	13
(2) 募集に関する男女の均等な機会の確保	13
2 労働者の募集等に関する情報の的確な表示に関する事項（法第5条の4）	13
(1) 労働者の募集等に関する情報の的確な表示	13
(2) 虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示の禁止	14
(3) 正確かつ最新の内容に保つ措置を講じる義務	15
(4) 労働者の募集等に関する情報の的確な表示の留意点	16
3 労働者になろうとする者の個人情報の取扱いに関する事項（法第5条の5）	16
(1) 個人情報の収集、保管及び使用	16
(2) 個人情報の適正管理	19
4 報酬受領の禁止に関する事項（法第43条の3）	20
5 苦情の処理に関する事項（法第43条の7）	20
6 募集情報等提供事業を行う者の責務等（法第43条の8）	20

(1) 職業安定機関等との連携	20
(2) 労働者の募集等に関する情報の提供	20
(3) 労働争議に対する不介入	21
(4) 適正な宣伝広告等に関する事項	21
7 その他	21
(1) 労働者の募集及び採用における年齢制限の禁止に関する取組	21
第4 個人情報保護法の遵守等	33
1 概要	33
(1) 法第5条の5、第51条及び指針	33
(2) 違反の場合の効果	33
2 特定募集情報等提供事業者に課せられる義務等について	33
第5 違反行為の防止、摘発	34
1 概要	34
2 募集情報等提供事業を行う者への周知徹底	34
3 指導及び助言	34
(1) 概要	34
(2) 権限の委任	34
4 報告	34
(1) 概要	34
(2) 意義	34
(3) 報告の徴収手続	35
(4) 権限の委任	35
(5) 違反の場合の効果	35
5 立入検査	35
(1) 立入検査の実施	35
(2) 証明書	35
(3) 立入検査の権限	36
(4) 権限の委任	36
(5) 違反の場合の効果	36
第6 違法行為による罰則、行政処分等	37
1 違法行為による罰則	37
(1) 法第63条	37
(2) 法第64条	37
(3) 法第65条	37
(4) 法第66条	37
2 違法行為による行政処分等	38
(1) 概要	38
(2) 事業停止命令	38

(3) 改善命令	38
3 行政処分を行った募集情報等提供事業を行う者の公表	39
(1) 概要	39
(2) 公表内容	39
第7 様式集	41